平成３０年（フ）第２７９号
北海道石狩市花川北６条３丁目73番地　緑愛館１号
債務者　大髙　仁樹
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９１号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―502号
債務者　原田　光司
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１８号
札幌市北区新川３条14丁目９番15号　メゾンドールⅡ―207号
債務者　青山　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
釧路市愛国西３丁目29番７号　フラワーハイツ１―Ｂ、申立前の住所釧路市昭和南５丁目30番５号
債務者　長谷川彩美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３２号
釧路市愛国東４丁目６番12号、申立前の住所釧路市愛国東１丁目25番14号
債務者　山本　　緑（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
北海道白糠郡白糠町西１条南３丁目２番地33
債務者　茂木　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
青森県三戸郡五戸町字狐森北５番地９　霞アパート６号
債務者　千葉　　盛
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第１４号
青森県十和田市大字三本木字里ノ沢１番地429
債務者　佐藤　優香
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第１４号
群馬県前橋市箱田町1023番地５
債務者　山中セルジオヨシヒロ（ＹＡＭＡＮＡＫＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＹＯＣＨＩＨＩＲＯ）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
群馬県前橋市田口町1225番地１　Ｇ―121号
債務者　町田　直子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５８号
群馬県高崎市八幡町1270番地１　シャルマンヒルＡ102号
債務者　和田　晴美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１６９号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　さいたま寮Ｂ棟
債務者　片野　満男
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
埼玉県鴻巣市雷電２丁目３番37―105号　エスコートアゼリア
債務者　稲垣　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―804号
債務者　櫻庭　　薫
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６０号
さいたま市北区土呂町２丁目９番地10　ＧａｒｄｅｎＨｏｕｓｅⅢ　505
債務者　谷　　克世（旧姓冨岡）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
埼玉県春日部市小渕1488番地　リバーサイド・ヴィラ203
債務者　志田美保子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目18番地22　ドエルホーユー101
債務者　渡部　修一
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係